留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	内国民待遇（第九・四条及び第十四・三条）
	最恵国待遇（第九・五条及び第十四・四条）
	現地における拠点（第九・六条）
	経営幹部及び取締役会（第十四・八条）
	特定措置の履行要求の禁止（第十四・九条）
概要	サービスの貿易及び投資
	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資又はこれらのサービスに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

十五	
分野	警備業
小分野	
産業分類	JSIC　九二三　警備業
留保の種類	市場アクセス（第九・三条）
	内国民待遇（第九・四条）
	現地における拠点（第九・六条）
概要	サービスの貿易
	日本国は、警備業に係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第五条

附属書八（第九章（サービスの貿易）関係）　サービス提供者の資格の承認

第一条　適用範囲

この附属書の規定は、第九・八条（サービスの貿易―国内規制）及び第九・九条（サービスの貿易―承認）の規定に加え、一方の締約国による措置であって、いずれかの締約国の自然人により他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認することに関連するものについて適用する。

第二条　情報の提供

1　一方の締約国は、次の事項に関する情報（関係する法的根拠への言及を含む。）を他方の締約国のサービス提供者の要請に応じて提供する一又は二以上の照会所を指定する。

(a)　自由職業家に対して免許及び資格証明を与えるための基準（教育、試験、経験、行動及び倫理、専門能力の開発及び資格証明の更新、業務の範囲、現地に関する知識並びに消費者保護に関する要件を含む。）

(b)　(a)に規定する基準について相談するための適当な権限のある当局その他の機関

(c)　少なくとも規制されたサービスに関して、免許の取得、更新若しくは保持のための要件及び手続又は資格要件

2　一方の締約国は、そのような照会所の連絡先の詳細を他方の締約国に提供する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、資格の承認のための自国の手続に関する協議を行い、及び承認に関する情報を他方の締約国に提供する。

第三条　資格の承認

1　一方の締約国は、特に自由職業サービスの分野において、サービス提供者に対し許可、免許又は資格証明を与えるための自国の関連する基準の全部又は一部を適用する上で、自国の区域内の権限のある当局及び専門機関に対し、特に同等性に基づいて他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認するよう奨励する。そのような承認は、一方的に又は二国間若しくは多数国間の承認のための協定若しくは取決めにより行うことができる。

2　各締約国は、利用可能な資源の範囲内で、自国の職業団体が主導する相互承認のための自発的活動を支援する。

附属書九（第十一章（金融サービス）関係）　金融サービス

(a)　元受保険（共同して行う保険を含む。）

(i)　生命保険

(ii)　生命保険以外の保険

(b)　再保険及び再々保険

(c)　保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）

(d)　保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）

(e)　公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ

(f)　全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）

(g)　ファイナンス・リース

(h)　全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）

(i)　保証

(j)　自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）

(i)　短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）

(ii)　外国為替

(iii)　派生商品（先物及びオプションを含む。）

(iv)　為替及び金利の商品（例えば、スワップ、金利先渡取引の商品）

(v)　譲渡可能な有価証券

(vi)　その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）

(k)　全ての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）

(l)　資金媒介業

(m)　資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）

(n)　金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス

(o)　他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス

(p)　(e)から(o)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにそれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）

附属書十（第十二章（自然人の移動）関係）　自然人の移動に関する特定の約束

（第一編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

第二編　日本国の特定の約束

日本国は、この編の各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるオーストラリアの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　オーストラリアの短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自ら物品若しくはサービスを提供することなく日本国に滞在するオーストラリアの自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。